

倉敷市環境審議会（平成２２年度 第３回）議事要旨

日時 平成２２年１０月２７日（水）

午前１０時～１２時

場所 倉敷市役所水道局３階 大会議室

出席委員 青山会長、井上副会長、青江委員、赤沢委員、石井委員、石田委員、
市田委員、梶田委員、白神委員、鈴木委員、裾分委員、田中委員、浜口委員、
林委員、本郷委員、丸山委員

事務局 <環境リサイクル局> 物部局長
<環境政策部> 祢屋部長、國枝次長、中原副参事
<環境政策課> 永瀬課長、佐藤補佐、岡本規係長、三宅係長、瀧本主任、
今田主事
<地球温暖化対策室> 大江室長
<環境監視センター> 田野所長

傍聴者 なし

報道関係 １社

１ 開会

あいさつ（環境リサイクル局 物部局長）

（事務局 佐藤補佐）本日、現時点で、小田委員さん、河邊委員さん、時任委員さん、安原委員さんの４名の方が、ご欠席のようですが、定数の過半数を超えておりまして、本日の審議会は成立していることを報告いたします。

今後の議事進行につきましては、条例の規定によりまして、青山会長にお願いいたします。それでは、青山会長、よろしくお願いいたします。

（青山会長）皆さん、おはようございます。朝早くから、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、本日の議事録署名委員をお願いしたいと思います、名簿順にしておりますが、鈴木委員と丸山委員、よろしくお願いいたします。

また、この審議会は一般公開としておりまして、本日は傍聴の方はおられません、マ

スコミの方がお一人お見えです。よろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。まずお手元の議事次第に従いまして、「次期倉敷市環境基本計画（原案）」について」ということで、今回は第４章まで審議しまして、今日は第５章からということで、ご説明をお願いしたいと思います。それでは事務局の方、よろしくお願いいたします。

２ 議題

（１）次期倉敷市環境基本計画（原案）について

（事務局 岡本係長）皆さん、おはようございます。環境政策課の岡本です。よろしくお願いいたします。失礼して、座って説明をさせていただきます。

まず、本日ですが、前回の審議会で第３章・第４章を皆さんに審議していただきまして、ご意見を反映させて修正させていただいたものに、第５章「主体別環境配慮指針」、第６章「計画の総合的な推進」を付けたものを基本計画の原案として事前に配布させていただいております。中身について随時ご説明をさせていただきますと、量が多いので、時間が足りません。基本的には、今日卓上に配布しております資料「素案に対する意見及び修正事項等について」に沿って、前回ご意見いただいて修正した部分を中心に説明させていただいた後に、全体を通して皆さんにご意見いただければと思います。

それでは、まず、前回の修正事項等について説明をさせていただきます。

それでは、お手元の『素案に対する意見及び修正事項等』をご覧ください。

まず、いただいた意見といたしまして、「２期目の計画であることがわかるように」「基本計画の歴史性・改定の姿勢などをわかり易く最初に追加しては」の部分でございますけれども、正式名称を「倉敷市第二次環境基本計画」にし、２期目であることが分かるように修正しました。また、市長のあいさつ文として「はじめに」を挿入し、簡単な経緯を記入しました。また、策定経緯につきましては、資料編へ詳しく資料などを添付して記載する予定です。

次に第２点目として、「これまでの計画レベルなど現在の施策・計画体系がみえにくい」というご意見をいただきました。これにつきましては、お手元にあります、基本目標や国・県・市の法令等が記載されているＡ３横書きの資料のような形で整理して、計画の資料編に追加する予定です。

続きまして、原案の２ページですが、「計画策定の意義と背景では、策定の目的がない」という意見がありました。これにつきましては、「目的と意義」を持たせるために、「意義と背景」を「趣旨と背景」へ変更しております。趣旨の中に「目的と意義」が含まれますので、こういった変更としております。

続きまして、９ページ目をご覧ください。「基本目標１の「環境と社会経済が・・・・」の部分について「環境」「社会」「経済」の３つが一体となって問題を解決していくという

意味なので、社会経済という連なった言葉はおかしいのでは」という意見をいただきました。これにつきましては「基本目標１の文中「環境と地域の社会経済・・・」を「環境と地域の社会・経済・・・」に修正しました。また、分野別目標４「環境と共生する社会経済づくりをつうじて地域の活性化を目指します」の部分で国や県計画、市の総合計画の方針を踏まえて「環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します」に修正しました。

次に１０ページをご覧ください。この中の「エネルギー循環型」という言葉ですが、これにつきまして「物理学的にはおかしい表現では」というご意見がありました。確かに、この言葉は物理学的にはおかしい表現ですが、この「エネルギー循環」の言葉の意味には、事業所間のエネルギー共同利用や、地域内での余剰エネルギーの高度有効利用なども含んでおりまして、国等でも使われている表現であり、できればこのままの表現でいきたいと考えております。

次に１２ページ目の「現状と課題」の部分ですが、「この部分に表題として分野別目標があるのは判りにくい」という意見に対しまして、「現状と課題」につきまして、分野別目標のタイトルは削除して、計画の対象範囲ごとの大項目に、小項目ごとのタイトルをつけて、それぞれに現状と課題を記載するようにしました。

また、「「現状と課題」について、これまでの取り組み内容を盛り込んでほしい」「わかり易く、グラフ等を活用しては」についてですが、記載方法として、現状・取組それを踏まえた課題となるように全体的な文書の統一を行いました。また、データ化した方がわかりやすいものについては、グラフや写真を挿入するようにしました。

続きまして、「現状と課題、施策の方向性ともに文章のボリューム等に違いがあるので、統一したほうが良い」という意見についてですが、全体を通して構成やボリュームの統一や表現の統一を図るように修正しました。

次に、１５ページの「緑の保全の現状と課題」の部分の「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境を作ります」の表現について「水」「緑」「花」はバランスが取れていて快適な環境であり、綺麗じゃなくてもいいのでは」という意見をいただきました。これについては、この表現が市民憲章の基本理念でありますので、このままの表現で活用したいと考えています。

続きまして３５ページの景観の部分ですが、「「瀬戸内海と高梁川の恵み」に関する記述が必要では」という意見をいただきました。これについては、原案の文章の中に瀬戸内海と高梁川の記述について記載するようにしました。

次に基本目標４の地球温暖化対策の部分ですが、「「地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち」の部分で水島コンビナートの公害対策部分を記載したらどうか」「また、世界に貢献する施策がない」といった意見がありました。

まず表題について総合計画の方で変更があり、総合計画の目指すまちの姿が「地球温暖化対策に対する意識をもって行動し、低炭素社会が形成されている」で、施策が「地球温暖

化対策を推進する」ということとなっていますので、基本計画もそれにあわせて「地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」に変更しました。

また、公害対策の部分ですが、原案の２０ページをご覧ください。こちらの「大気環境の保全」の部分の冒頭に、水島コンビナートの公害対策について簡単ではございますけど記載させていただきました。

次に３９ページをご覧ください。「合併浄化槽の推進について、施設整備率の指標をいれてはどうか」というご意見ですが、指標に「污水处理施設整備率」を追加しました。こちらの方は、総合計画の指標にもなっておりますので、そのままこれを採用したいと考えております。

続きまして３７ページ・３８ページですが、「環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」の部分で「まちづくりの視点がでない」といった意見をいただきました。これにつきましては、都市マスタープランの中で「活用可能な資源を保全し、次世代に過大な環境負荷を残さないようにしながら、今の生活を発展させていく持続可能なまちづくりを目指す」とされ施策が出ています。このように、持続可能な社会の実現を目指し、まちづくりの部分は「都市マスタープラン」が担っており、特に環境基本計画では環境保全と経済発展の部分について記載しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に「産業廃棄物について記載がない」といった意見ですが、原案の２４ページや４８ページの「廃棄物の適正処理」の項目で、不法投棄対策や厳正対処について記載をさせていただいております。

次に新エネルギーの部分で、「新エネルギーの無駄遣いをしない、節約していくといった使用時の注意事項も記載してほしい」といった意見についてですが、５７ページからの第５章の主体別配慮指針について、新エネルギーに限ったことではありませんが、それぞれの項目について、日常生活の中で実践をお願いすることを記載していますので、ここで読み取ってもらえかと思います。

続きまして最後になりますが、「アンケート結果」の記載方法等が統一されていない、「アンケートの調査概要などをわかりやすく記載してほしい」といったご意見がありました。これにつきましては、本文中の「アンケート結果」につきましては「市民アンケート調査」で統一しました。また、詳しい調査概要につきましては今後作成します資料編に記載する予定としています。

（青山会長）ありがとうございました。先程の説明に対して何かご意見ありませんでしょうか。

（井上副会長）基本目標の「環境と地域の社会・経済との調和が保たれの」部分ですが、総合計画の方では全面的にタイトルをかえましたが、こちらはタイトルをかえないのです

か。こちらの方のタイトルは、「経済や開発による発展と環境保全のバランスが保たれている」という書き方にかえたいという強い事務局の意志で、最初は環境基本計画のタイトルがあったのですが、変更しています。基本計画の方は総合計画と違ってよろしいんですね。

（事務局 岡本係長）はい、総合計画の事務局と相談いたしまして、最初は基本計画のタイトルとあわせていました。景観について、総合計画でここに盛り込むのかどうか、または別立てにするのか議論をしましたが、総合計画では、景観の部分について別に盛り込むことになっています。総合計画のこの部分には、「自然環境の保全」「緑の保全」「環境と地域経済の調和」の3つなので、こういった表現になっているのだと思います。ただ、環境基本計画の場合、基本目標1には、これらに加えて「景観づくり」がありますので、基本目標に「豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」を追記しております。

（井上副会長）ということは、総合計画で「経済や開発による発展と環境保全のバランスが保たれている」表現をしましたが、環境基本計画では、この表現の部分に「景観」が入ったという意味ですか。

（事務局 岡本係長）そうです。総合計画は、景観については、別のところで表題があるので、環境部分と合体させないということです。大きさが逆転してしまっているけれど、総合計画では、そういう整理をさせてくださいということになっています。

（井上副会長）わかりました。そうしますと趣旨としては、環境基本計画の基本目標1に掲げていることは、環境保全の全体もカバーしているという意味は今でも保たれているのですね。そういうことでいいますと、9ページの基本目標1の中に4つ分野別目標がありますが、環境保全全体を基本目標1がカバーするので、「環境と地域経済の調和」が一等賞にきて、また、この表現に加えて環境保全全般をやっていくという適切な表現にして一番上にもっていくことが適切ではないかと思います。

（青山会長）ありがとうございました。総合計画との整合性・統一性はとらなくてもいいということですか。総合計画では、基本目標1～5について、そのまま記載されているのでしょうか。基本目標1だけについて記載されているのでしょうか。

（事務局 岡本係長）総合計画の方も表題が「経済や開発による発展と環境保全のバランスが保たれている」という目指すべきまちの姿に対して、市の施策としては「環境保全と地域の社会・経済活動が調和した持続的に発展する地域づくりを推進する」ということで、市の施策の方は、基本計画の基本目標1と大体整合はとれております。ただ、総合計画のほうには「自然環境の保全」「緑の保全」「環境と地域経済の調和」の3つで、「景観」の部

分だけが抜けた形となっています。環境基本計画の基本目標１には、これらに加えて「景観づくり」がありますので、基本目標に「豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」を末尾に追加した表現になっております。

（青山会長）つまり総合計画と環境基本計画は違うものであり、その辺の表現の整合性をとる必要はないし、基本目標１～５についても、そのまま、この言葉が総合計画の中に入っているわけではないのですね。つまり、作り手の構成が違うわけですね。

（事務局 岡本係長）表現等は基本的には、なるべく統一しているようにしています。

（青山会長）基本目標１だけが違っているのですか。それ以外は同じなのですか。

（事務局 岡本係長）基本目標２～４についても、ほとんど同じように使われております。若干語尾等には違いがありますが、大体整合性がとれています。例えば、基本目標２は、総合計画では「市内全ての地域で、水と空気と大地がきれいである」、基本目標３は、総合計画では「リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再生利用）が徹底され、循環型社会が形成されたまち」、基本目標４は総合計画が「地球温暖化対策に対する意識をもって行動し、低炭素社会が形成されている」という形で、統一が取れています。

（青山会長）表現は違うけれども、内容的には整合性が取れているということですね。

（井上副会長）あと基本目標５について、説明していただけないでしょうか。

（事務局 岡本係長）わかりました。基本計画の方では「市民一人ひとりが、環境意識をもち行動するまち」ですが、総合計画のほうには、「環境教育」というくくりで目指すべきまちの姿の中にはありません。総合計画では、それぞれの基本構想の中で「環境教育」を少しずつ盛り込んでおります。ただ、基本計画では「環境教育」を一つの目標としていこうということで、基本目標５としております。

（井上副会長）総合計画の方では５番目は「ポイ捨てをなくしましょう」ということになっていましたね。これは、市民の方が選んだ目標なので、総合計画上の目標としては落とすことが出来ない。ただ、審議会の委員の意見としては、「ポイ捨て」が総合計画の中に出てくるのはいかがかな、むしろ「環境教育」といった意識啓発のほうが良かったなと。ただ、環境基本計画の方では、「環境教育」を基本目標として選んだということですね。

(事務局 岡本係長) はい、そうです。

(青山会長) 基本的には総合計画のとおりやるのではなくて、環境基本計画は独自で考えをもってやっていくということで。それでは、他に質問はないでしょうか。

(青江委員) 第3章の現状と課題のところ、文章の末尾が「必要です」「重要です」で意味合いが違おうと思うのですが、この使い分けはどういう意味があるのでしょうか。

もう一点は、第4章の設定指標の「目指そう値」の算出根拠を教えてください。

(事務局 岡本係長) まず、「重要」と「必要」について、大きな意味でのさびわけはしていませんが、市が主体として行っていく部分について「重要です」にしています。それに対して、市・市民・みんなでいろいろな主体で取組を行っていくものについて「必要です」にしています。

もう一点の「目指そう値」についてですが、現状値は主観的なものについては、第2回目の市民アンケートを3,500人に送付して、回答いただいた値をこれとしています。この現状値をもとに、市民委員会のほうで、10年後、どれくらい増やしたらいいだろうかという議論をしていただいて、目標値を決定していただきました。10年後に例えば50%になる根拠を示せというとなかなか難しいですけど、市民委員会の方でアンケートの構成比、例えば「行っている」「時々行っている」「行っていない」の人の割合をみながら、現状値を「行っている」でとるのか「時々行っている」まで含めるのか議論して、「行っている」でとる場合、10年度には、「行っている」人の割合を2倍にふやそうといった形でそれぞれ議論をしながら、設定をしていきました。

(青山会長) こういった数値を論理的に積み上げていくのは難しいことですから、ある程度は、仕方がないと思いますが、他には何かありませんか。20ページの「大気環境の保全」で、((排出源である企業自身の積極的な改善努力と))というのは、何なんでしょうか。ただの消し忘れですか。

(事務局 岡本係長) この部分についてですが、審議会の委員さんの意見を伺いたいということで2重括弧で残しております。前回、委員さんから公害対策についての記述について、ご意見をいただき、この部分に記載させていただきましたが、公害対策につきましては、法令整備や行政指導はもとより、排出源である企業自身の積極的な施設投資などの改善努力があつてのことですから、内部でも議論しましたが、審議会の委員のみなさまに意見いただこうということになりまして、こういうことになっています。

(青山会長) 単に法令整備や行政指導だけで、企業が公害対策をしたのではなく、企業の

積極的な努力で公害対策を進めてきたという部分を基本計画の中で評価してあげようということだと思いますが、みんなどうでしょうか。

（鈴木委員）コンビナートなんですが、確か11月11日、JRCCの関連で地域対話の開催を行いますけど、RCの関係で、環境に関しての地域対話ということですけど、実は、出席を予定されているのは、行政の方、企業、地域の特に自治会の方なんですけど、なかなかそれ以外の方が出席されるメンバーに入っておりません。地域対応の場ということで、ざっくばらんにいろいろなことを説明して、ご意見を頂いたりということですけど、当初ねらっているような一般の市民の方の参加が得られない。できたら、短い文章ではありますが、1行でも2行でもかまいませんので入れていただくと個人的にはいいのではないかと思います。

（青山会長）いかがでしょうか。企業だけではなく、地域・行政だけの参加で一般市民の参加が少ないといった話でしたけど、市民・企業・行政が一体となって、そういう動きをしていき、それを今後とも評価し、そういうことによって、地域もかわってくるのではないかという意味合いでいれてはどうかということですけど、どうでしょうか。

（白神委員）そういう意味では、企業だけではなく、市民の動きも公害対策の面でも大きかったと思います。企業の積極的な部分で大きかったのは、やはり法整備だと思いますので、表現で企業を入れるのであれば、必ず市民の動きも入れる必要があるのではと感じました。

（青山会長）特に水島地域の大气汚染公害につきましては、企業の努力はもちろんですが、その間被害者の方がいますし、市民・行政が一緒になってやってきたという結果が今の水島であることを考えますと、市民・行政・企業の三者をばらばらに書くのではなくて、三者の活動で公害対策を進めてきましたという形で表現したほうがいいのではないかと思います。今の文章では人のことがあまり出てきませんので、2行か3行いれてはどうかと思いますが。

（事務局 岡本係長）わかりました。この部分につきましては、市民・企業の努力につきまして1、2行追加させていただきたいと思います。ありがとうございます。

（青山会長）32ページですが、灰色の網掛けの「関連個別計画」というのは何でしょうか。

（事務局 岡本係長）この部分ですが、基本方針の下に関連個別計画ということで、これ

らの施策の方向性をもとに、具体的にどんなことをやっていくのか、こういう計画がありますということで、それぞれ関連するものについては、ページの下の方に関連個別計画を整理して記載していく予定です。

（青山会長）網掛けだけでは、意味がわかりにくいので、言葉を加えるなどしてこの意味がわかるような形にしてください。

（事務局 岡本係長）わかりました。（００：４５：００）

（井上副会長）施策目標１については、書く順序・内容等について再検討したほうがいいのではないかと思います。地球温暖化対策部分で、実行計画と素案と必ずしも対応していないです。市民の取組に特化されていて、地域全体で何をしていくか見えてこないのも、地球温暖化部分についても、主に記述の内容ですけど、施策の方向性について、新しい実行計画の素案に対応するものに直すべきだと思います。

もう一つ、一般的な印象ですが、「基本方針」と「主要な施策」に敷居がみられないものが多い。「主要な施策」が「基本方針」の延長となっているものが見られる。「主要な施策」をもう少し具体的に書かないといけないと思う。前回の計画は、具体的な施策が丁寧に記述されていたが、今回の施策は抽象的な記述が多い。

（事務局 岡本係長）今回の基本計画の「主要な施策」には、方向性だけを示して、あえて具体的な施策は書かないこととしています。その理由として、基本計画を作成した後に、毎年別冊で実施計画を作ることとしています。そちらの方に、基本方針に基づいて４年間ローリングでこういうふうな事業を実施していきます、やる事業については別に作成することにしています。ここに具体的に書いてしまうと、１０年間これを担保に事業をやってしまうといけなくなってしまうので、この事業がいいのか悪いのか見直しがやりにくくなるので、ですから、個別の具体的な事業については別で実施計画を作成して、これで進捗を踏まえながら、実施計画を見直していくことにしています。

（井上副会長）そうしますと「基本方針」と「主要な施策」の敷居がわかりにくい気はしますが、分かりました。

（青山会長）第４章まで進みましたが、第５章以降で何かありますでしょうか。今の話は施策については、実施計画でやるということですが、文章上メリハリがあるほうがいいということで、もう一度事務局のほうで見直して、「基本方針」は「基本方針」で明確に述べられており、「主要な施策」はそれを抽象化したものとはいえ、次の対策につながる内容が記載されているほうが、読み手には、はっきりとして分かりやすいと思いますが、「基本方

針」はもっと文章が短くてもいいのではないかと、その辺は、事務局で考えていただくとして、他に何かありませんでしょうか。

（事務局 岡本係長）それでは、続きまして5章について説明させていただきます。原案の58ページをお開きください。環境基本計画に掲げる基本目標や分野別目標ごとに設定した「めざそう値」を達成するには、市の施策と合わせて、市民の方や事業者の方に取り組んでいただくことが重要であるということを踏まえまして、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した取組を行ってほしいということで、市民委員会の皆さまと一緒に配慮指針ということで例示を記載しております。中身につきましては、環境に詳しい方が見ると当たり前のことを書いているように見えますが、その辺もどのレベルの人を対象とするか市民委員会で話をしまして、基本的には、今まで何もしていなかった人がこれを見て、何か一つでもやっていただければということで、こういった内容となっています。

（青山会長）基本的には全体を対象としているということですが。何か他にありませんか。

（田中委員）31ページの設置指標「自然環境に配慮した護岸工事の件数」の部分で、21年度、5年後、10年後の数字ですが、これは累積の数ですか。

（事務局 岡本係長）はい、これは累積の数になります。

（田中委員）関連個別計画のスタート年度は、みな、あわせてあるのでしょうか。それと実施計画を作るときは、単年度ベースであれ、多年度ベースであれ、予算の裏づけもされるのでしょうか。

（事務局 岡本係長）まず、予算化の部分ですが、基本的には全ての項目が予算化されるわけではありません。予算は、年度毎に市全体で重点分野が設定される重点分野事業と部局の中で調整する部局枠があります。新しいことをする場合、重点で認めてもらえば担保されますけど、予算が担保されなかった場合でも、する必要があるものは、部局枠の中で何か事業を見直ししてでもする必要があるしますので、実施計画を4年ローリングで作成して、毎年度事業を見直しして、効果がないものは事業を廃止してでも新しい事業を行うという考えで取り組んでいかないといけないと考えております。

（田中委員）実施計画は、そういう予算が補償されてはじめて、「目指そう値」が達成されると思うのですが。いま企業でも中期計画は作りませんから、10年先の予算を確保しろとはいいいませんが、「目指そう値」に対して、実施計画があって、予算化もされていないということになるとシステムとして図上だけのものになりそうな気がするのですが。

（事務局 岡本係長）実施計画につきましては、予算化された事業を４年ローリングで行って見直しをしていくこととしています。ですから、実施計画は予算化された事業で計画を行っていくこととしています。

（青山会長）これは、今後１０年間の政党のマニフェストみたいのもので、必ずしも全部できるものではないと思いますが。その中で１０年間何をきっちりしていくかはっきりさせておくことが、重要ですので、この後作成する実施計画は、どれだけ財政的な保障のもとに実施されるかが重要になってくると思います。

主体別配慮指針ですが、今までは主体といえば、市民・事業者・行政ということで主体が３者にわかれていましたが、ここは必ずしもそういう書き方ではないですが、日常生活と事業活動に区別した理由を説明してください。

（事務局 岡本係長）最初は、市民の方の配慮指針・事業者の方の配慮指針ということで整理していました。ただ、市民の方も家で活動する場合、会社に行って活動する場合がありますし、事業者の方も事業活動で活動する場合と、一地域で市民の形で活動する場合があります。それで、はっきり、市民と事業者に分けても、だぶる部分がありますので、あいまいな区分ではありますけど、日常生活と事業活動という形で分けています。

（青山会長）主体の中で、行政の取組はどうなりますか。

（事務局 岡本係長）行政のほうは、４章で施策の基本方針を示しまして、個別の施策の内容については実施計画を作成しますので、毎年それを公表していく予定です。

（青山会長）他に何かありませんでしょうか。例えば、文章の６２ページで環境ラベルの説明と指針の表現の仕方が同じで、少しわかりにくいのですか。もう少し、表現の仕方を考えてわかりやすい文章にしてもらえたらと思います。

（事務局 岡本係長）全体を通して、デザイン的なものがうまくできていませんので、その辺はもう少し整理していきたいと考えております。

（井上副会長）冒頭はじめに以降でけど、もう少し事務局で文章を推敲されてはいかがだと思います。

（事務局 岡本係長）今回１１月にパブコメを行います。皆さん意見がございましたらその都度かまいませんので事務局に１１月中に意見を頂きまして、１２月に最終的にご

確認いただく予定としておりますので、よろしくお願いします。

(白神委員)先週、C O P 1 0、生物多様性の交流フェアに参加してきました。そのときに、ブルーカーボンということをしきりに言われていました。海の二酸化炭素の吸収割合は陸上よりも大きいのではないかと注目されてきています。このあたりの記述はされてないようですが。あと地球温暖化問題だけでなく、ブルーカーボンといえば、あまもが関係してくると思いますが、自然環境という部分でも非常に大切だと思うのですが、あまもという記述がありませんので、その辺りも盛り込むべきかなと思います。瀬戸内海に面した倉敷市ということでは、入れたほうがいいのではと思いました。

(青山会長)できる限り科学的な最新の知識は、それが正しければ、のせていくのが望ましいと思いますが。私個人的には、教育の部分、68ページですが、倉敷市にとって「E S D活動」が重要ということで、「E S D活動」をいれてほしいと思います。きちんとした持続可能な社会を作っていくにはどうしたらいいのか、個別にあれをしなさい、これをしなさいというのでは、疲れてしまいますので、何のためにこういう活動をするのかという視点で活動をすることが重要ですので、まだ、倉敷市の場合、どう取り扱われるかは分かりませんが、そういうところをご配慮いただければと思います。

(青山会長)第5章、第6章についていかがでしょうか。時間の制約で十分なご議論いただけませんでした。何かご意見ありましたら事務局の方へ連絡いただければと思います。次回の審議は、どうなりますか。

(事務局 岡本係長)1月の答申の前にもう一度、12月中頃にご議論いただく予定としております。

(青山会長)続きまして、地球温暖化対策実行計画の策定状況について、報告をお願いします。(1:07:00)

3 報告事項

(1) 倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定状況について

(大江室長)現在、パブコメ中の倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)これを「クールらしきアクションプラン」と名づけておりますが、それについて報告させていただきます。まず、この策定経緯ですが、策定にあたりまして「倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定協議会」を設けました。井上副会長に委員長を務めていただきまして全7回の議論、委員長提案として5回の勉強会、計12回の会合を持ちまして、これ

を取りまとめることができました。この場をお借りしまして、改めて井上委員長にはお礼を申し上げます。さて、協議会のメンバーですが、JFEさん、三菱化学さん、中国電力さんなどの水島コンビナートの企業の方、倉敷・総社温暖化対策協議会、倉敷市環境衛生協議会などのNPO、公募の市民の方、岡山県・環境省などの行政、合計20名の構成員で議論を重ねてきました。この素案の全体の構成ですが、第1章～第7章に分かれております。この計画は環境省の示してあるマニュアルに従って原則、作成しております。「計画策定の経緯」、「計画の基本的事項」、「倉敷市の地域特性等」、「倉敷市における温室効果ガスの排出・吸収状況」、「温室効果ガス排出量の削減目標」、「削減目標の達成に向けた施策」、「計画の推進体制と進行管理」の7章に分かれています。まず、現在、倉敷市から排出されている温室効果ガス全体の量について説明させていただきます。まず、16ページをご覧ください。今回基準年として平成19年度、2007年度をそれに設定させていただいております。この理由ですが、環境省への報告制度が始まったのが、平成19年度ですので、たくさん温室効果ガスを排出する企業が報告する数値が確実に集まる直近年度として、19年度を基準年に設定しました。倉敷市全体から排出する温室効果ガスの量は約39,600千トンで、その構成比は17ページのとおり、産業部門が約80%となっております。国や県と比較しましても特異な構成比となっております。次に基準年と目標年の説明をさせていただきます、22ページをご覧ください。目標の設定の仕方ですが、何も対策をしないで推移した場合の量と、対策を講じた場合、各年度で削減が見込まれる量を「削減ポテンシャル」として算出しました。それを参考にして、「目標の目安」とした上で23ページにあるように目標値を設定しました。先程申しましたように、基準年は2007年度です。短期目標年度としては2012年度を設定しております、これは、京都議定書第一約束期間の最終年度として設置しました。中期目標の2020年度ですが、これは環境省、現政権も掲げております中期目標年とあわせております。長期目標の2050年度ですが、これは「低炭素づくり行動計画」で2050年度までに60～80%削減するという目標を掲げていますので、それにあわせております。

それでは、個別に目標値について説明させていただきます。まず短期目標ですが「2007年度を基準年として2012年度に温室効果ガスを6%削減する」としてしています。続きまして中期目標ですが「2007年度を基準年として2020年度に温室効果ガスを12%削減する」としてしています。これらの目標につきましては、「産業部門」「運輸部門」「民生家庭部門」というふうに部門別に削減目標を定めています。

中期目標の12%削減ですが、これは協議会のほうで議論をして決定した値でありまして、目標値として、8%、12%、国が提示している25%といった値が出てきましたが、産業部門・運輸部門・民生業務部門・民生家庭部門それぞれが対策を強化すれば12%は削減できるだろうということで、12%に決定しております。各個別の部門ですが、民生業務部門と民生家庭部門の削減割合が高いですが、これらは、二酸化炭素の排出は電気の使用に伴うもので、半分ぐらいは発電に伴う温室効果ガスの削減効果を見込んでおります。

続きまして24ページをご覧ください。長期目標は「2007年度を基準年として2050年度に温室効果ガスの80%削減を目指す」としてあります。これは必ず80%削減するのではなく、みんなで低炭素社会づくりに向けて80%削減をめざしていこうということで、こういう目標値に設定しています。

続きまして26ページをご覧ください。目指すべき低炭素都市のイメージ図を示しております。この図は特に倉敷市をイメージしたものではなくて、一般的にこういった社会を目指していくというイメージとして作成しております。

続きまして56ページをご覧ください。目標達成のための基本理念や施策を示しております。基本理念としては「低炭素技術と環境にやさしい文化で未来を創る」としてあります。取組方針として「4つのクールと1つのホット」として5つを示しております。これらは倉敷市の特徴を踏まえてそれぞれ定めております。一つ目の「ものづくりをクール」にですが、倉敷市は全国でも有数の水島コンビナートを抱えていますので、環境調和型産業へ転換していく、また、2番目の「まちをクールに」は、岡山県・倉敷市の特徴であります、太陽エネルギーの利用ということで「再生可能エネルギーの積極的利用で資源・エネルギー循環型の社会を作ります」ということをうたっております。また、倉敷市は観光都市ということで、「観光をクールに」ということで、環境調和型観光地づくりの推進を一つの取組方針にあげております。それぞれの取組方針に基づきまして、施策を取組方針の右に書いております。施策は「重点施策」と「一般施策」に分かれておりまして、倉敷市として今すぐ取り組んでいかなくてはならない、重点的に取り組んでいくものを重点施策として、今まで既に取り組んできているものなどを一般施策としております。取組方針に従いまして、施策はプロジェクト1からプロジェクト7まであります。「ものづくりをクール」に対してプロジェクト1「世界に誇る環境調和型コンビナートの形成」とプロジェクト2「中小事業者の環境経営支援「ものづくりエコサポート」の推進」、「まちをクールに」に対してプロジェクト3「低炭素なまち「クールタウン形成の推進」とプロジェクト4「太陽エネルギーを活かしたまちづくり「太陽のまちづくり」の推進」、「くらしをクールに」に対してプロジェクト5「環境にやさしい生活様式「良環スタイル」の推進」、「観光をクールに」に対してプロジェクト6「人と環境にやさしいおもてなし「エコころ観光」の推進」、「つながりをホットに」に対してプロジェクト「主体間連携を強化する「エコの環づくり」の推進」ということになっています。56ページの一番右に削減の目安がありますが、これらの施策をすることで、7,200千トン削減して、2007年度比で12%削減できると考えております。

続きまして57ページをご覧ください。計画の推進体制ですが、進捗管理を行ううえで市民・事業者・行政・学識経験者で組織する「倉敷市地球温暖化対策協議会」を設ける予定としています。庁内の推進体制としては「環境保全推進本部温暖化対策ワーキンググループ」の庁内委員会を設け、倉敷市が行う施策について協議していくこととしています。今回の施策の策定にあたりまして、庁内委員会を10課で構成して議論を重ねるとも

に、さらにこの１０課に限らず関係課も含めて施策をまとめてきております。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。なお、現在１１月１５日までを期間としてパブリックコメントを実施しておりまして、閲覧場所としては、本庁・各支所・各公民館などとなっておりますので、よろしくお願いします。

（青山会長）かなり膨大な資料ですが、何かご意見はないでしょうか。

（田中委員）非常に積極的な数値目標ですが、これをまとめるにあたって、国のプロジェクトとの整合性を保つための考え方というか、国から県や政令都市とか大きな都市に対しては削減命令のようなものがあって、そのガイドラインに沿って作ったものなのか、それとも倉敷市として独自で作ったものなのか。環境基本計画は１０年計画ですけど、これは短期・中期・長期ということで目標を定めていますが、そういうまとめ方と数値について国との整合性とか、作られた方としては、これは達成できる目標なのか、非常に厳しい目標なのか、お聞きしたいのですが。

（大江室長）環境省から示されておりますのは、人口３０万人以上の政令で定める市について作成することになっていまして、作成にあたっては、地域の自然的・社会的条件にあった計画を作成することとなっています。今回、１２％にしましたのは、倉敷市の地域特性にあった数値ということで、協議会のほうで議論して定めたものです。国では２０２０年までに２５％削減と鳩山政権時にいわれましたけど、具体的なものは何もありませんので、今は倉敷市独自の数値として協議会で設定しました。目標に関しては、国の動向を見まして、随時協議会で協議していく必要があると考えています。この数値自身につきましては、協議会の中で、厳しいといった意見もありましたが、頑張っていけば、出来ないことはないということで、協議会の中で全会一致で定めております。

（田中委員）国のポリシーとしては全くフリーなのですか、どうも、政令指定都市ですとか人口ですとかでノルマはあるのですか。

（大江室長）今のところ、それは示されておられません。

（祢屋部長）２０１２年の短期目標・２０２０年の中期目標・２０５０年の長期目標につきましては、国のガイドラインに沿った形にしております。中核市に関しましても、温暖化の推進に関する法律の中で実行計画を作成することになっています。これについて、どのレベルの市は何％削減しなさいという当てはめ方ではないです。ただ、ガイドラインの中で短期目標や中期目標については、ある程度実施可能な目標値を計画で定める、それから２０５０年の長期目標については、積み上げの数値ではなくて、まず目標を決めて、そ

れを目指していくというふうな形で数値設定をするというガイドラインになっております。計画自身は国の法律に基づく計画となっています。

（井上副会長）2050年目標を80%に決めたことについてですが、80%削減の可能性を協議会の中で議論させていただきましたが、今予想される産業、エネルギー使用、製造という技術で考えますととても達成することはできない。まあ、せいぜい良くいっても40%とか50%で、それ以上の80%まで削減するということになると、もっと革新的なエネルギーの利用とかでないといけないだろうと。では、そんな難しいことを倉敷市としてチャレンジしていくのかということですけど、倉敷市としては高い目標をもって計画を作成していきたいという強い意志がありまして、50年目標まで設定したわけです。

（田中委員）国が政策を実行するにあたって、技術だけに頼ってはいけないのしょうけど、実際に計画を作る時には、大学の先生や職員の方といった知識がある人が集まって、こういう技術ややり方があってということを見越して計画を作るのだと思うのですが、やはり国として、こういう技術だとどれだけ削減できるとか、計算や数値を示したガイドラインが出てしかるべきだと思うのですが。そういうガイドラインが出ていないのでしたら、質問書のようなものを国に出すとか。どういう基準をもって計算するのか分ければ、各県や各市が出している数値に整合性や信頼性が上がると思うのですが。それを地域や個人のレベルの知識でもって作成したものが合わさって出てきたものを国全体のものとするのは、整合性や信頼性は低いと思うのですが。そういうことをもっと国に要求していくべきだと思うのですが。

（青山会長）国の環境行政と地域の環境行政の整合性、あるいは逆に地域のほうが先進的に国を引っばっていく内容があってもいいと思いますが、現段階ではまだ太陽光発電もいろいろな研究をこれから進めていくというような段階ですので、10年後でさえ、どこまでいけるかというのを推測するのは難しいと思いますが、ある程度、きちとした科学的根拠がなくても仕方がないけど、現段階ではこの程度の期待でやっていきたいという姿勢は優れた姿勢だと思いますし、ただ途中段階で技術の進展などがあって水準を上げていくこともあるでしょうし、まあ、今の段階では仕方がないことだとは思いますが。

（井上副会長）倉敷市が作った2050年に80%削減するという目標についてですが、今年の6月に経済産業省がエネルギー計画をまとめております。これは2030年の目標ですけど、この2030年計画の中で、構想されているさまざまな技術が2050年の段階で実用化されたということになりますと、80%削減が可能な見通しになると思います。ただ、2030年度のエネルギー基本計画の内容が全て2050年までに普通の産業の製

造コストのレベルまで必要化されるかどうかにかかっていると思います。

（青山会長）他にありませんか。既に、これはパブリックコメントしているということで皆さんも一市民として意見していただければと思います。続きまして「自然環境保全実施計画平成21年度実績・平成22年度計画の報告」について、説明をお願いします。

（２）自然環境保全実施計画平成21年度実績・平成22年度計画の報告について

（三宅係長）倉敷市自然環境保全実施計画について報告します。お手元の資料ですが、資料1から7まであります。資料1と2が昨年度の実績及び今年度の計画になります。時間の関係で特徴的な部分を資料1で簡単に説明させていただきます。倉敷市ネイチャープランは、ご承知のとおり、全7項目で構成されております。まず、1番目の「身近な自然の保全」ですが、昨年度「緊急雇用対策事業」を活用して市全域で外来生物調査を実施しております。調査内容ですが、市域をメッシュに区切って実際に調査員が歩いて調査するものと地域の方にヒアリングを行ってその結果をあげているものがあります。対象としては28種類を対象として、26種を市内で確認しております。これを受けまして昨年度はジャンボタニシの駆除ということで、実際に駆除活動を実施しました。また、玉島地区でセアカゴケグモが見つかりまして駆除活動を行っております。今年度については、昨年度調査が秋季・冬季の調査でしたので、春季・夏季の調査を実施しております。

続きまして「水辺の環境保全」についてですが、例年行っております「水辺教室」の開催や市内のビオトープの設置を行いました。ビオトープに関しまして「くらしきの淡水魚」という冊子を作成しまして、これを用いまして青江委員のご協力のもと、環境講座を実施しています。「緑と自然景観の保全」につきましては、開発行為等の事前協議を実施しております。昨年度につきましては129件実施しておりますが、希少野生生物への配慮を要望するような事項はありませんでした。今年度についても継続して実施しておりますが、9月末現在で希少野生生物への配慮要望が3件ありました。内訳としてはスイゲンゼニタナゴが2件、ダルマガエルが1件でした。現在も1件スイゲンゼニタナゴについて協議を行っているところです。

続きまして「希少野生生物の生息・生育環境の保全」ですが、例年に引き続いて公共工事担当課へ希少野生生物に関する情報提供をいたしまして、関連性の高い工事については専門家のアドバイスを得ながら環境にやさしい工事を行っております。今年度は9月末現在、用水路1区間で協議を行っております。

続きまして「自然とふれあいの促進」に関してですが、環境基本計画の中で全12コース探鳥コースを設置するという目標が掲げられています。大平山につきまして、コース設定に向けた冬鳥の調査を実施しているところです。最後になりますが「実施計画の推進」ということで、新規に実施しました啓発について示しております。昨年度「サイエンスカ

フェ」として写真にありますように「いきもの茶屋」を開催しております。こちらにつきましては今年度は2回実施する予定としておりまして、12月12日に2回目を開催することとしています。詳しい部分につきましては資料2をご覧くださいと思います。

続きまして資料3ですが、次期倉敷市自然環境保全実施計画の策定状況について報告させていただきます。今年度8月に学識経験者や市内環境団体などステークホルダーで組織しました懇談会を開催しました。こちらのメンバーは資料4に示しておりますが、審議会からは青江委員と河邊委員にご協力いただいております。10月1日に自然環境に特化した内容について市民アンケートを実施しております。アンケートは、2000名、16歳以上を対象に無作為で10月22日を締め切りに実施しております。アンケートの内容は資料5ですが、中身のほうは懇談会で協議しながら決定しております。ちなみに現在のところ50%程度の回収率が得られているところです。10月26日に庁内の関係部署参加による検討会議を実施しております。会議のメンバーは公共工事などのハードを担う課と環境教育などソフトを担う部署となっております。今後の策定の流れですが、資料7をご覧ください。この計画は次期環境基本計画に沿った内容となります。11月中に施策の体系化や項目の検討を実施しまして、1月中におおまかな意見集約を行いまして、それを持って2月に懇談会や意見交換会を実施しまして、最終的には来年5月頃に実施計画を策定する予定としております。以上説明を終わらせていただきます。

（青山会長）先程の報告につきまして、何かご質問はありませんか。

（田中委員）倉敷市自然環境保全実施計画でどのようなことをやっているのか資料1でよく分かるのですが、最終的にヌートリアの問題だとかジャンボタニシの問題ですが、良くなっているのか、悪くなっているのかを含めて、結局、これだけ資料がある中でこの問題として今一番の課題は何なのかということと、何が改善されたのかということを明確にさせていただいたほうがいいと思います。やらないといけないことはいっぱいあるんですけど、何が今一番の課題なのか、できない原因は人が足りないことが問題なのか、お金がないことが問題なのか、ヌートリアとジャンボタニシが増えることは本当に問題なのか、わからないんです。もちろん退治したほうがいいというのは分かるんですが。これを退治するには、どれぐらいお金がかかるのか、それもわからないんですが。

（三宅係長）課題の重要性については、基本計画のなかでは個々にどれが大事という位置づけはありません。今作成中のネイチャープランにつきましては、重要度の絞込みもしていかなくてもならないと考えています。ただ、外来生物に関して、ヌートリアやジャンボタニシを取り上げているというのは、農業に実害が出ているということで、ただ、実害の具体的な数値については、今資料がありませんので、御報告できないのですが。あと経年

的な変化ということでは、捉えきれてはいないんですが、学識経験者や農業に従事している方に話を伺うとジャンボタニシについてはかなり分布が広がってきているということです。ヌートリアにつきましても、昨年度・今年度の調査で市内の分布状況について、はじめて把握できた状態です。ですから、今後はこの把握データをもとに、適切な駆除対策を速やかに実施するという体制づくりに繋げていこうと考えています。

（田中委員）ジャンボタニシの被害がどれぐらい大きいのかということと、倉敷市以外にもジャンボタニシがいるのかどうか、もしないのなら、倉敷市から広がって、倉敷市が発生源になって他の地域のご迷惑になる可能性があるのかどうか。

（三宅係長）ジャンボタニシにつきましては、岡山県南全域です。倉敷市だけではなくて、岡山市藤田のあたりでも、かなり以前から入ってしまっていて、それが逆にこちらに広がってきているという認識を我われは持っています。ただ、ここまで全域に広がっていますので、行政では現在お金をかけて駆除作業を行っていますが、現実には市民一人ひとりの方に、そういう意識をもってもらって、外来種の駆除にご協力いただけるような啓発活動を行うような方法も今後市で続けていこうと考えています。

（田中委員）農業に対する被害額ですが、金額的にどれぐらいあるのでしょうか。補償しないといけないのか、ジャンボタニシによって倉敷市として年間いくらか被害があるのですか。

（三宅係長）現在、手元に資料がありませんので、関係課に確認してから御報告させていただきます。

（青山会長）先日美作町ではじめて事業仕分けが行われましたが、倉敷市としてやるのかは別にして、こういうことをやりただけでなくて、事業を行った場合は必ずこういう事業成果がありましたというように、自己評価をきちっとやっておくことが大事ですので、事業に対する評価を必ずやっていただけるようお願いいたします。ネイチャープランにおいても全ての事業をやっていくわけにはいきませんので、優先順位をつけるのに、判断は難しいと思いますが、年度ごとに事業の評価を行ってもらいたいと思います。他に何かありませんか。それでは、環境白書について簡単にご説明をお願いします。

（３）環境白書について

（事務局 岡本係長）環境白書についてですが、前回の審議会後に委員のみなさまに案を事前配布させていただきまして、ご確認いただいて修正を踏まえたものを今回、配布させ

ていただいております。修正は1件ありまして、「はじめに」の部分について、「もっと積極的な意気込みが感じられるような文書に」という意見をいただきまして、「行政の取り組みとともに市民、NPO、事業者のみなさまと一緒に」という形で文章を修正させていただきました。内容につきましては、特にご意見ありませんでしたので、今日配布させていただいている内容で製本させていただけたらと考えています。11月に発注しまして印刷製本できましたら、皆さまの方に配布させていただきますので、よろしくお願いします。

(青山会長) 今日の説明はこれで終了しましたが、全般的に何かありませんでしょうか。なければ、事務局の方から今後の予定についてお願いします。

4 その他

(事務局 岡本係長) 今後の予定ですが、今回の原案を持って11月1日からパブリックコメントをさせていただきます。パブコメの意見と本日いただきました皆さまの意見を踏まえて修正しまして、12月中旬頃にもう一度お集まりいただきまして、最終のご審議をしていただく予定としております。日程につきましては、また連絡させていただきますのでよろしくお願いします。

(青山会長)

特になければこれで今日の議題の審議は終了としたいと思います。それでは事務局の方よろしくお願いします。

5 閉会

あいさつ (環境政策部 祢屋部長)

議事録承認

会 長

青山 勲



署名委員

丸山 洋子



署名委員

鈴木 厚男

